

部落差別は、明治以後

なぜ残されてきたのでしよう③

— 特集 —

明治政府は、富国強兵・殖産興業を国是とする近代的な資本主義国家を目指した政策を進めてきました。そのためには当然のことながら、封建的な諸制度を廃止する必要がありました。

ちが進出し、仕事も奪われることになりました。

政府がこのような意図で「解放令」を出しましたので、本県出身の大江卓の優れた意見はまったく受け入れられず被差別部落の人たちには、経済的な援助はもとより生活保障の具体的な施策はなにもありませんでした。それどころか、免除されていた租税を負担させられ、さらに兵役と教育の義務も負わさせられました。また、被差別部落の人たちの大切な仕事であった皮なめしや加工の仕事に大商人た

ちが進出し、仕事も奪われることになりました。それにひきかえ、かつての武士たちには、当時の国家予算の三分以上にあたる二億円を越える公債や現金を出して保護しました。

政府は、口では「四民平等」を唱えながら、明治二年に徳川時代の身分制度を、皇族・華族・士族・平民という新しい身分制度に組み替えました。

政府は、口では「四民平等」を唱えながら、明治二年に徳川時代の身分制度を、皇族・華族・士族・平民という新しい身分制度に組み替えました。

また、明治五年につくられた近代戸籍(壬申戸籍)には、元の身分が一目でわかるように明記されていました。この戸籍は、一九六八(昭和四十三年)まで自由に閲覧でき、これがもとで、その後も結婚や就職等で引き続き差別を受

けるようになりました。日本は欧米諸国からの遅れを取り戻すために、近代的な産業を興すための資金が必要となり、農民を利用しました。

政府は、農民に土地の売買を自由にした代償として、当時の土地の売買相場を評価額とし、その三割を従来の年貢のかわりに現金で納める地租改正を行いました。これは、旧来の年貢よりはるかに重い税金となりました。

これは、これらの工場には絶対に雇用されませんでした。一方、農村では、この地租改正が農民を苦しめました。零細な自作農の人たちは、税金が納められなくて土地を手放す者が多くなくなり、土地は大地主の手に移り、自作農から小作農へ転落していきま

この税金をもとにして、次々と官営工場をつくり、これがかつての上級武士や大商人たちに格安に払い下げて、日本の資本主義を進めていきました。

農村の被差別部落では、少しの土地を持って耕作していた人もいましたが、多くの人はちが農村で生活しているながら、土地を持つこともできず、竹細工やわら細工、下駄や靴の修理といった雑業か零細な小作農民として生

しかし、被差別部落の人た

活せざるをえませんでした。明治の近代化も、被差別部落はこの流れからまったく取り残され、最底辺の労働者として、江戸時代よりも苦しい生活に追い込まれ、悲惨な生活を続ける結果となりました。そして、部落と部落外との生活の格差はますます広がりました。

明治政府の出した「解放令」は、被差別部落の人たちに「失業の自由」と「飢える自由」をもたらす結果となりました。



識字学級、集会所文化祭